



## ルーマニアの EU 加盟への展望

主任研究員 平松 拓

昨年 12 月の EU コペンハーゲン・サミットにおいて加盟候補国中第一陣 10 カ国との間の加盟交渉の終了が確認されたことによって、2004 年の EU の 25 カ国への拡大はより現実味が増した。同時に第一陣にとり残されたルーマニア、ブルガリアの 2 ヶ国についても 2007 年 1 月という加盟の目標時期が明示され、両国の加盟を目指した改革のモーメンタムが失われないよう配慮がなされた。

この両国については 90 年代に入っても旧共産党の流れを汲む政権や不安定な連立政権が続いて市場経済化のための改革が停滞したこと、その結果 90 年代前半のみならず後半に入っても経済の後退を経験したことなど共通点も多いが、ここ 2 年間はいずれも 5%前後と加盟候補国の中でも高い経済成長を果たしている。特にルーマニアでは、99 年迄の 3 年間で合計 14%もの経済縮小が見られた後、一転して高成長となっている。2000 年に輸出主導でプラス成長となった後、消費や設備投資の好調に加え、EU 基準適合のための原油備蓄に伴う在庫投資、農業の豊作などの要因もあって 01 年には 5.3%の高成長を達成したが、昨年も特殊要因の剥落にも拘らず引き続き内需の好調により 4%強を維持した見込みである。同時に 97 年には 3 桁を記録するなど候補国の中で最も高い水準にあるインフレ率も、年末には 20%近辺まで低下した。さらに EU によれば、来年迄は実質所得の伸びから消費が牽引する形で 5%弱の成長を継続し、インフレ率も 04 年末には一桁台に低下する見通しである。

不振を極めた 90 年代には 6 年間でマイナス成長となり、候補国中でもブルガリアと並んで最悪だったルーマニアの経済がこのように好調に転じた背景には、銀行や企業の民営化、金融制度や財政規律の厳格化などの構造改革が他の移行国に大きく遅れながらも進展したことが挙げられる。その結果、金融・財政政策が経済の安定化策として有効に機能するようになった。96 年頃までは主に政治的な制約から経済の自由化策や、経済の安定維持のための緊縮政策が十分に行われず、同時に市場経済の担い手を生み出すべき構造改革も停滞したことから、経済は一時的に落ち着くことはあっても、市場経済化という構造変化の中で持続的な成長を望み得なかった。97 年より改革に対する取り組みに変化が見られた後も、政権の不安定性からその進捗は滞りがちであったが、2000 年以降の政権の安定化と期を一にして、その成果が漸く顕現してきたと言えよう。

それでは、今後の中長期的な見通しとして、サミットで目標として明示された 07 年

の EU 加盟の実現可能性をどのように見るべきであろうか。この点については、現状では以下のように未だ不確定要素が多く、必ずしも楽観はできない。

第一に、期限が明示されたことで改革に対するモーメントが補強され、改革の加速、或いは改革を推進する政権の基盤強化に繋がることが考えられるが、エネルギー分野を始めとした企業のリストラなど、構造改革の課題を未だ多く残していること。

第二に、経済の水準は、昨年でも 89 年の 8 割程度まで落ち込んでおり、市場経済の中で成長を牽引する産業の育成はこれからの課題であること。

第三に、中欧の先行候補国に倣って経済成長の牽引車として対内直接投資を通じた外資に対する期待感が強く、昨年 11 月の NATO 加盟や EU への加盟目標時期が明示されたことは政治・経済面での信認に繋がろうが、道路整備などの重要なインフラ整備の遅延、税金や公共料金を始めとした不払い・滞納の横行といった、投資環境の面で整備が遅れていること。

第四に、経済に占める農業の重要性がポーランドに次いで大きい、今後の同国の EU への収斂次第では、EU 側のルーマニアに対する加盟交渉の姿勢がより慎重なものになる可能性が否定できないこと。

しかしながら、人口 1 千万人程度までの小国がひしめく候補国の中で、2 千万人以上の人口を持ち、相応の懐の深さを持つルーマニアに対する、将来的な投資先としての期待は大きい。

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2003 Institute for International Monetary Affairs (財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokucho 1-Chome, Chuo-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話 : 03-3245-6934 (代) ファックス : 03-3231-5422

e-mail: [admin@iima.or.jp](mailto:admin@iima.or.jp)

URL: <http://www.iima.or.jp>